

こ保運第881号
令和3年9月10日

保護者の皆様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

神奈川県により配布される園児向け抗原検査キットの取扱いについて(依頼)

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

現在の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、神奈川県により、保育所、幼稚園、小学校等に通園・通学している児童を対象として自宅で検査可能な「抗原検査キット」の配布が行われることとなりました。9月13日以降順次、現在通っていらっしゃる保育所等を通して、保護者の皆様へ配布されます。この取扱いについて、抗原検査キットに同封されている神奈川県からの通知に加えて、次のとおり、御対応いただきますようお願いいたします。

1 抗原検査キットを使用し「陽性」となった場合

(1) 園児に「陽性」の判定が出た場合

①通園先の保育所等に「陽性」である旨をご連絡ください。この場合、通園先の保育所等は「臨時休園」となります。

また神奈川県からの通知に記載されている専用ダイヤルに連絡し、抗原検査キットによって「陽性」となったことを伝え、医療機関を受診し、確定診断を受けてください。確定診断結果が判明次第、すみやかに通園先の保育所等にご連絡ください。

(2) ご家族に「陽性」の判定が出た場合

配布される抗原検査キットは、ご家族も使用することができます。ご家族に陽性の判定が出た場合には、神奈川県からの通知に記載されている専用ダイヤルに連絡し、抗原検査キットによって「陽性」となったことを伝え、医療機関を受診し、確定診断を受けてください。抗原検査キットで陽性の判定となった方の確定診断の結果が分かるまでは、お子様の登園をお控えいただくようお願いいたします。確定診断結果が判明次第、すみやかに通園先の保育所等にご連絡ください。

2 抗原検査キットを使用し「陰性」となった場合

お子様が使用して、「陰性」の判定が出た場合でも、検査当日の登園は控えるようにしてください。なお、抗原検査キットは、発熱、咳、喉の痛み等の風邪の症状がみられた際にのみ使用することとなっております。風邪症状のあるうちは、登園を控えるようお願いいたします。

3 その他

抗原検査キットの使用方法等につきましては、抗原検査キットに同封されている神奈川県からの通知に基づいて、御対応ください。また、ご不明点の問合せ先につきましても同様です。

【本通知内容に関する問い合わせ先】

こども青少年局保育・教育運営課

電話：045-671-3564

Email: kd-unei@city.yokohama.jp